

政令第 号

海上物流の基盤強化のための港湾法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、海上物流の基盤強化のための港湾法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第三十八号）の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（港湾法施行令の一部改正）

第一条 港湾法施行令（昭和二十六年政令第四号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第二号中「第三号の」の下に「基準により」を加え、「できること」を「できるものとする」に改め、同項第三号及び第四号中「ならない」を「ならないものとする」に改め、同項第五号中「行なう」を「行う」に、「ならない」を「ならないものとする」に改める。

第六条第二号中「貸付金」の下に「（償還期限が到来していないものに限る。）」を加え、「できる」を「できるものとする」に改め、同条第三号中「こえる」を「超える」に、「できる」を「できるものとする」に改め、同条第四号中「できる」を「できるものとする」に改め、同条第五号から第七号までの

規定中「ならない」を「ならないものとする」に改め、同条第八号中「行なわなければならない」を「行わなければならないものとする」に改め、同条第九号から第十三号までの規定中「ならないこと」を「ならないものとする」に改める。

第七条第二項中「場合において、同項の」を削り、「貸付金の」を「貸付金（）」に、「とき」を「もの」に限る。）」について「」に改める。

第十五条の五第一項第一号ただし書中「港湾管理者」を「国土交通大臣等（当該港湾工事を実施する国土交通大臣又は港湾管理者をいう。以下この条において同じ。）」に改め、同号イ、同項第二号及び同条第二項中「港湾管理者」を「国土交通大臣等」に改める。

第二十二条第一項第三号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 法第五十八条第三項の規定による国土交通大臣の職権（公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第四十八条の規定により同法第四十七条第一項の規定による認可に関する事務を国土交通大臣が地方整備局長又は北海道開発局長に委任した場合に限る。）

附則第九項を附則第十項とし、附則第二項から第八項までを一項ずつ繰り下げ、附則第一項の次に次の

一項を加える。

2 当分の間、民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により港湾管理者が設立した財団法人からの株式会社に対する特定用途港湾施設の譲渡（当該特定用途港湾施設の管理運営の効率化に資すると国土交通大臣が認めるものに限る。）に伴い、当該株式会社が法第五十五条の七第一項の国の貸付けに係る港湾管理者の貸付金に係る債務を承継した場合においては、同項の国の貸付金及び同項の国の貸付けに係る港湾管理者の貸付金のうち同項の国の貸付金の金額に相当する部分の償還は、第五条第一項第一号及び第六条第一号の規定にかかわらず、国土交通大臣の定める半年賦償還の方法によるものとする。

（国家公務員退職手当法施行令の一部改正）

第二条 国家公務員退職手当法施行令（昭和二十八年政令第二百十五号）の一部を次のように改正する。

第九条の二第四十号中「外貿埠頭公団の解散及び業務の承継に関する法律」を「海上物流の基盤強化のための港湾法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第三十八号）第二条の規定による改正前の外貿埠頭公団の解散及び業務の承継に関する法律」に改め、同条第四十一号中「外貿埠頭公団の解散及び業務の

承継に関する法律」を「海上物流の基盤強化のための港湾法等の一部を改正する法律第二条の規定による改正前の外貿埠頭公団の解散及び業務の承継に関する法律」に改める。

（関税法施行令の一部改正）

第三条 関税法施行令（昭和二十九年政令第五百十号）の一部を次のように改正する。

第三十条の二中「外貿埠頭公団の解散及び業務の承継に関する法律」を「特定外貿埠頭管理運営に関する法律」に、「第二条第一項（外貿埠頭公団の権利及び義務の承継等）」を「第三条第一項（特定外貿埠頭の管理運営を行う者の指定）」に、「運輸大臣」を「国土交通大臣」に改める。

（国家公務員共済組合法施行令の一部改正）

第四条 国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）の一部を次のように改正する。

第四十三条第一項第四十二号中「外貿埠頭公団の解散及び業務の承継に関する法律」を「海上物流の基盤強化のための港湾法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第三十八号）第二条の規定による改正前の外貿埠頭公団の解散及び業務の承継に関する法律」に改める。

（地方公務員等共済組合法施行令の一部改正）

第五条 地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）の一部を次のように改正する。

第三十九条第一号中「旧鉄道整備基金を含む。」の「」の下に「海上物流の基盤強化のための港湾法等の

一部を改正する法律（平成十八年法律第三十八号）第二条の規定による改正前の」を加える。

（広域臨海環境整備センター法施行令の一部改正）

第六条 広域臨海環境整備センター法施行令（昭和五十六年政令第三百三十号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「附則第五項」を「附則第六項」に改める。

（地価税法施行令の一部改正）

第七条 地価税法施行令（平成三年政令第七百七十四号）の一部を次のように改正する。

第六条第四項第九号中「附則第七項」を「附則第八項」に、「附則第八項」を「附則第九項」に改める。

（阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律による神戸港の外貿埠頭等の災害復旧事業に対する補助の対象となる施設等を定める政令の一部改正）

第八条 阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律による神戸港の外貿埠頭

等の災害復旧事業に対する補助の対象となる施設等を定める政令（平成七年政令第四十五号）の一部を次のように改正する。

題名中「外貿埠頭等」を「特定用途港湾施設」に改める。

第一条中「第七十一条第一項の外貿埠頭のうち政令で定める施設及び同条第二項」を「第七十一条」に改める。

第二条の見出し中「外貿埠頭公団の解散及び業務の承継に関する法律施行令等」を「港湾法施行令」に改め、同条第一項を削り、同条第二項中「第七十二条第二項」を「第七十二条」に、「第七十一条第一項」を「第七十一条」に改め、同項を同条とする。

（国土交通省組織令の一部改正）

第九条 国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

第一百五十八条の二第三号中「外貿埠頭公団の解散及び業務の承継に関する法律」を「特定外貿埠頭の管理運営に関する法律」に改める。

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十八年十月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 海上物流の基盤強化のための港湾法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）附則第四条第四項の規定により改正法第二条の規定による改正前の外貿埠頭公団の解散及び業務の承継に関する法律（昭和五十六年法律第二十八号。附則第六条において「旧外貿法」という。）第二条第一項の規定により指定された法人（附則第五条において「指定法人」という。）が解散したときは、国土交通大臣は、遅滞なく、その解散の登記を登記所に嘱託しなければならない。

2 登記官は、前項の規定による嘱託に係る解散の登記をしたときは、その登記記録を閉鎖しなければならない。

第三条 改正法附則第五条に規定する貸付金の償還期間は、なお従前の例によるものとし、その償還は、国土交通大臣の定める半年賦償還の方法によるものとする。

第四条 改正法附則第四条第四項の規定により改正法第二条の規定による改正後の特定外貿埠頭の管理運営

に関する法律第三条第三項に規定する指定会社が港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第五十五条の七第一項の国の貸付けに係る港湾管理者の貸付金に係る債務を承継した場合においては、同項の国の貸付金及び同項の国の貸付けに係る港湾管理者の貸付金のうち同項の国の貸付金の金額に相当する部分の償還は、港湾法施行令第五条第一項第一号及び第六条第一号の規定にかかわらず、国土交通大臣の定める半年賦償還の方法によるものとする。

第五条 この政令の施行の際現に存する指定法人については、第三条の規定による改正前の関税法施行令第三十条の二の規定は、改正法附則第四条第四項の規定により指定法人が解散するまでの間は、なおその効力を有する。

第六条 この政令の施行の際現に存する旧外貿法第二条第一項の規定により神戸港につき指定された法人（以下「神戸港指定法人」という。）については、第八条の規定による改正前の阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律による神戸港の外貿埠頭等の災害復旧事業に対する補助の対象となる施設等を定める政令第一条及び第二条第一項の規定は、改正法附則第四条第四項の規定により神戸港指定法人が解散するまでの間は、なおその効力を有する。

理由

海上物流の基盤強化のための港湾法等の一部を改正する法律の施行に伴い、国土交通大臣の実施する港湾工事に係る港湾環境整備負担金の負担の基準を定める等所要の規定を整備する必要があるからである。